

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて看護を行っている保険医療機関です。

## ～入院基本料に関する事項～

○ 当院における入院基本料の看護職員の勤務体制について  
当院では、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関で東北厚生局長より次の承認を受けております。

- ・ 一般病棟入院基本料 (地域一般入院料 3)
- ・ 看護配置加算
- ・ 看護補助加算 1

## ○ 看護職員の配置

当院では、1日8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と1日4人以上の看護補助員が勤務しております。

時間ごとの配置は次のとおりです。

時間帯	病棟	看護要員1人あたりの受持ち人数	
		看護職員	看護補助者
8時30分～17時15分	地域一般入院料 3	5人以内	10人以内
16時30分～1時15分		14人以内	—
1時15分～8時30分		14人以内	—

当院は必要とする看護職員の70%以上が看護師という構成割合の基準を満たし24時間体制で看護を行っております。

2025年10月1日



地域の中で地域と共に生きる

岩手県済生会岩泉病院